

内閣参質一〇九第一四号

昭和六十二年十月九日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 藤田 正明 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄駐留米海兵隊の撤去要求等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄駐留米海兵隊の撤去要求等に関する質問に対する

答弁書

一の1について

在日米軍の兵員数は別表一のとおりである。また、沖縄に駐留する米軍の兵員数については、承知していない。

一の2について

御質問の件数等は、別表二のとおりである。

一の3について

御質問の件数等は、別表三及び別表四のとおりである。

二の1について

我が国に駐留する米海兵隊の兵員数については、別表一のとおりであるところ、米海兵隊は、沖縄県のキャンプ・コートニーに第三海兵両用戦部隊 (the III Marine Amphibious Force) 司令部を置いている。

なお、米海兵隊は、その外に、第一海兵両用戦部隊及び第二海兵両用戦部隊を有しているところ、それぞれの司令部は、米国内に置かれていると承知している。

二の2から6までについて

沖縄駐留の海兵隊を含め、米軍は、日米安全保障条約に基づき、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、我が国に駐留しているものである。

また、沖縄県においては、多くの施設及び区域が存在し、その結果、種々の問題が生じていることは、政府としても十分認識しており、沖縄県民の民生安定、人権侵害防止等のため従来

からできる限りの努力を払ってきているが、今後にかかる努力を続けてゆく所存である。

三及び四について

米軍は、日米安全保障条約の目的の達成のために駐留しているものであり、政府としては、沖縄駐留の海兵隊の撤去や規模の縮小を米側に要求する考えはない。

別表一

在日米軍兵員数

軍 別	兵 員 数
陸 軍	二、一三五名
海 軍	七、四六二名
空 軍	一七、二一〇名
海 兵 隊	二〇、三九七名
計	四七、二〇四名

(昭和六十二年三月三十一日現在)

別表二

施設の数等

軍別	施設件数	土地面積 (千平方メートル)	合計の土地面積に占める割合 (パーセント)
陸軍	三八	約三、八六八	約一・六
海軍	一三	約三、七六七	約一・五
空軍	一七	約三一、六三七	約一二・八
海兵隊	三	約一七七、四八八	約七一・六
その他	四四	約三一、一九一	約一二・六
合計		約二四七、九五一	一〇〇・〇

(昭和六十二年三月三十一日現在)

(注) 一 日米地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設・区域は除いている。

二 「その他」とは、複数の軍が管理している施設・区域である。

三 計数は、四捨五入によつているので符合しないことがある。

別表三

演習中の事故の件数等

年度別 (會計年度)		軍別		件数	
		陸軍	海軍	空軍	海兵隊
合計		三	一	二	二〇
昭和七					
昭和八			一		一
昭和九					二
昭和一〇				一	一
昭和一一					二
昭和一二					二
昭和一三					一
昭和一四					一
昭和一五					二
昭和一六					一
昭和一七					一
昭和一八					二
昭和一九					一
昭和二〇					二
昭和二一					一
昭和二二					二
昭和二三					一
昭和二四					一
昭和二五					二
昭和二六					一
昭和二七					二
昭和二八					一
昭和二九					二
昭和三〇					一
昭和三一					二
昭和三二					一
昭和三三					二
昭和三四					一
昭和三五					二
昭和三六					一
昭和三七					二
昭和三八					一
昭和三九					二
昭和四〇					一
昭和四一					二
昭和四二					一
昭和四三					二
昭和四四					一
昭和四五					二
昭和四六					一
昭和四七					二
昭和四八					一
昭和四九					二
昭和五〇					一
昭和五一					二
昭和五二					一
昭和五三					二
昭和五四					一
昭和五五					二
昭和五六					一
昭和五七					二
昭和五八					一
昭和五九					二
昭和六〇					一
昭和六一					二
昭和六二					一
昭和六三					二
昭和六四					一
昭和六五					二
昭和六六					一
昭和六七					二
昭和六八					一
昭和六九					二
昭和七〇					一
昭和七一					二
昭和七二					一
昭和七三					二
昭和七四					一
昭和七五					二
昭和七六					一
昭和七七					二
昭和七八					一
昭和七九					二
昭和八〇					一
昭和八一					二
昭和八二					一
昭和八三					二
昭和八四					一
昭和八五					二
昭和八六					一
昭和八七					二
昭和八八					一
昭和八九					二
昭和九〇					一
昭和九一					二
昭和九二					一
昭和九三					二
昭和九四					一
昭和九五					二
昭和九六					一
昭和九七					二
昭和九八					一
昭和九九					二
昭和一〇〇					一

- (注) 一 本表には、日米地位協定第十八条第五項により処理された事故の件数を計上した。
- 二 昭和四十七年度については、昭和四十七年五月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの件数を計上した。
- 三 計数は、四捨五入によつてゐるので符合しないことがある。

別表四

犯罪の件数

年 別(暦年)	検 挙 件 数
昭 七	二一九
昭 八	三二〇
昭 九	三一八
昭 〇	二二三
昭 一	二六三
昭 二	三四二
昭 三	二八八
昭 四	二七四
昭 五	三二一
昭 六	二五三
昭 七	二一七
昭 八	一九五

昭 昭 昭
六 六 五
一 〇 九

注

—

—

四

五